

令和5年度二酸化炭素貯留適地調査事業委託業務に係る仕様書

1. 件名

令和5年度二酸化炭素貯留適地調査事業委託業務

2. 業務の目的

我が国においては、地球温暖化抑制のための有効な対策の一つとして期待されている二酸化炭素回収・貯留（CCS：Carbon dioxide Capture and Storage）技術の実用化を目指した研究開発等に取り組んでいる。また、我が国におけるCCS導入の前提となる二酸化炭素貯留適地の調査については、平成25年4月に経済産業省と環境省による「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」を踏まえて、2050年目標との関係から、早期に結果が得られるよう取り組んでいる。

令和5年度二酸化炭素貯留適地調査事業（以下、「本事業」と言う。）では、令和4年度に資源エネルギー庁及び環境省の共同事業により行われた「二酸化炭素貯留適地調査事業委託業務に係る有識者委員会」（以下、「有識者委員会」と言う。）において検討された地点をベースとして、二酸化炭素の貯留適地の評価を行う。また、本事業終了以降の二酸化炭素貯留適地調査に資する情報を整理する。

3. 事業内容

（1）二酸化炭素貯留適地調査に係る調査・解析・検討の実施

二酸化炭素貯留適地調査を行うに当たり、有識者委員会において検討された地点をベースとして、以下の調査・解析・検討を行うこと。なお、当該計画における地点については、資源エネルギー庁及び環境省担当官と協議して選定すること。

- ① 既存民間等弾性波データ又は二酸化炭素貯留適地調査事業において取得した弾性波データを利用した地質解析や追加文献調査等を行うこと。弾性波データの利用に際しては、必要に応じて、再処理を行うこと。
- ② ①の解析等の結果を利用して貯留可能量の検討、必要に応じて、調査井掘削前二酸化炭素挙動予測シミュレーションによる貯留可能性検討、貯留層及び遮蔽層の性状評価に有効となる地質調査や岩石力学的評価検討、海底地形の判読等の調査、検討を実施すること。
- ③ 資源エネルギー庁及び環境省担当官と相談の上、CCSの安全性に対する理解促進のため、各国でのCCS事業における岩石力学的変動評価に関する文献調査を行い、得られた情報を整理すること。
- ④ 資源エネルギー庁及び環境省担当官と相談の上、必要と認められた地点を対象として、

必要に応じて経済性・社会的受容性等の調査を行うこと。

(2) 今後の二酸化炭素貯留適地調査に資する情報の整理

- ① 今後の二酸化炭素貯留適地調査の候補地点、地点選定に資する情報を調査し、まとめること。調査項目は、資源エネルギー庁及び環境省担当官と相談の上決定すること。
- ② 二酸化炭素貯留適地の探査・解析・解釈方法についてまとめること。この際、油ガス田の探査・解析・解釈方法との相違点や留意点等も含めること。

(3) データ・情報等の整理

本事業でこれまでに取得されたデータ及び情報（ただし、既存民間等弾性波データ関連は除く）について、公表に向けて整理すること。

(4) 社会的受容性の醸成活動

資源エネルギー庁及び環境省担当官と相談の上、調査候補地点における社会的受容性の醸成に向けた情報発信活動等を計画し実施すること。また、必要に応じて本事業に関する広報資料を作成すること。

(5) 有識者委員会の開催等

(1) から (4) の業務の実施に当たって、資源エネルギー庁及び環境省担当官と協議の上で選定した有識者 12 名程度から助言及び指導を受けるための委員会を 3 回程度、都内において開催するとともに、資源エネルギー庁及び環境省担当官と協議の上、必要に応じて、有識者へのヒアリングを実施すること。ただし、会議の開催場所・方法等については、新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑みて適切な範囲で実施するものとする。

委員会等の開催・運営、委員の招聘、議事録の作成、会議資料の作成・印刷等に必要なる事務を実施すること。

(6) 調査報告書の作成等

本事業での成果を、調査報告書として取りまとめること。

4. 事業期間

委託契約締結日から、令和 6 年 3 月 31 日まで。

※本事業は、令和 5 年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とするものとする。